

答申第7号

「平成21年10月26日決裁の回議書『公文書開示請求に対する決定について』に関する保有個人情報開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

異議申立人が、栃木県知事（以下第3を除き「実施機関」という。）に対し、平成21年10月30日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、「平成21年10月26日付け、公文書非開示決定通知書 住第383号（以下「非開示決定通知」という。） 開示をしない理由を記載させた者の官職及び氏名」（以下「本件請求保有個人情報」という。）について、開示請求を行ったことに対し、実施機関が、平成21年10月26日決裁の回議書『公文書開示請求に対する決定について』（以下「本件回議書」という。）に記録された異議申立人に係る保有個人情報と特定の上、開示決定を行ったことは妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求書の提出

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年10月30日付けで条例に基づき、本件請求保有個人情報について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する知事の処分

実施機関は、本件請求保有個人情報に対する保有個人情報について、本件回議書に記録された異議申立人に係る保有個人情報と特定の上、開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。（平成21年11月5日付け住第397号により通知）

3 異議申立書の提出

異議申立人から、平成21年11月20日付けで異議申立書が提出された。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示内容相違との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、本件請求保有個人情報を請求したものであり、本件回議書を請求していない。記載をした担当者は何を勘違いしたかわからないが、本件回議書により代行している。また、公文書非開示決定通知書は、実施機関の長の官職・氏名

で開示請求者に通知していることは、実施機関の長が自ら記載させたものと同じである。実施機関の長が自ら開示請求者に対して回答すべきである。

- (2) 開示担当者は、本件回議書において上司に伺いを立てているが、開示担当者の間違いである。上司に伺いを立てる場合は、回議書ではなく伺い書になる。開示担当者は、本件回議書の中で「よろしいですか」及び「伺います」と記載している。

「よろしいですか」は、実施機関の長に回議しても「よろしいですか」になり、決裁されて開示担当者に戻っても「よろしいですか」になっている。本件回議書には「よろしいですか」ではなく、「します」と記載すべきである。「伺います」は伺い書になる。

- (3) その他の改善

ア 異議申立書が貴庁に届いた時点で、貴庁は異議申立人に対して、受領した旨の通知を出すべきである。

イ 貴庁が異議申立書を受領した後、異議申立書に補正がある場合は補正命令をし、補正がない場合は受理したことを通知すべきである。

ウ 異議申立書の担当は各部署の部長になる。

エ 異議申立書の答弁は各部署の部長が担当し、処分庁経由で異議申立人に答弁すべきである。

オ 異議申立人に各部署の答弁書が届いた時点で、異議申立人は答弁書において反論する。

カ 異議申立人と各部署の言い分が終了した時点で、決定書を異議申立人と各部署に送付する。また、処分庁が審議会等に諮問をする場合、処分庁は異議申立人と各部署に諮問した旨を通知する。

キ 処分庁は審議会等に諮問した内容を各部署と異議申立人に送付する。

ク 処分庁が諮問した審議会等から処分庁と異議申立人に答申書が送付される。

ケ 処分庁は審議会等の答申書を基に決定書を異議申立人と各部署に送付する。

コ アからケの順番に処理するよう改善を要求する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容

本件請求保有個人情報に対する保有個人情報について、本件回議書に記録されている保有個人情報と特定し、本件処分を行った。

2 本件処分の理由

異議申立人は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき公文書の開示請求（以下「異議申立人が請求した公文書開示請求」という。）をした。これに対し、当該公文書は保有していないため、情報公開条例第11条第2項の規定に基づく公文書非開示決定を行った。その後、異議申立人より、本件請求保有個人情報について、条例に基づく開示請求が

行われた。

本件開示請求に対して、条例、栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）、栃木県事務決裁及び委任規則（平成12年栃木県規則第40号）及び栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号。以下「文書等取扱規程」という。）に基づき、本件回議書に記録された異議申立人に係る保有個人情報を特定の上、異議申立人に対して、全部を開示することを決定した。

なお、本件回議書は、非開示決定通知を決定するための起案文書の一部であるが、当該起案文書には、本件回議書、非開示決定通知の案及び異議申立人が請求した公文書開示請求の請求書が添付されているのみであり、本件回議書以外に本件請求保有個人情報が記録されていると考えられるような公文書は、作成していない。

第5 審議会の判断理由

1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件請求保有個人情報

異議申立人は、本件処分において開示とされた本件回議書を請求していないと主張している。

これに対し、実施機関は、本件回議書に記録された異議申立人に係る保有個人情報が、本件請求保有個人情報であると主張している。

このため、本件請求保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

3 本件請求保有個人情報について

- (1) 条例第13条第1項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示を請求することができる」と規定している。条例第2条第4項は、「保有個人情報」とは、公文書に記録された個人情報をいうと規定しており、同条第3項は、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定している。

したがって、条例に基づく開示請求の対象となる保有個人情報とは、実施機関が保有する公文書に記録された開示請求者の個人情報である。

- (2) 実施機関は、情報公開条例に基づく公文書開示請求書が提出された場合、当該請求書の受付を行い、対象公文書の検索をした後、開示決定等の内容を決定する。そ

して、決定の内容に応じて、公文書開示決定通知書、公文書部分開示決定通知書又は公文書非開示決定通知書により開示請求者に対し通知することとしている。

また、実施機関では、意思を決定し、具体化する場合には、文書等取扱規程の規定により、原則として起案文書を作成し、決裁を受けることが必要である。具体的には、事務を分掌する担当者が作成した起案文書を回議し、決裁権者の決裁を受けて意思決定の内容が決定される。そして、起案文書の作成は、回議書を用いて行うものとされている。

- (3) 実施機関の説明によると、非開示決定通知を決定するための起案文書には、本件回議書、非開示決定通知の案及び異議申立人が請求した公文書開示請求の請求書のみが添付されており、ほかに本件請求保有個人情報記録されていると考えられるような公文書は作成していないとのことである。

本件回議書には、非開示決定通知の案の内容が意思決定される過程で回議を受ける者及び決裁権者の職名が記録され、意思決定されたことを示す決裁印及び決裁権者等の印影も押印されており、非開示決定通知の内容（開示をしない理由も含む。）を決定した過程及び決定した者が分かるようになっている。

したがって、異議申立人が、本件開示請求を行ったことに対し、実施機関が、本件回議書に記録された異議申立人に係る保有個人情報と特定の上、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

4 その他

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも「第1 審議会の結論」を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 1 月 7 日	・ 諮問書（平成22年 1 月 7 日付け）を受理
平成22年 1 月 20 日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書（平成22年 1 月 20 日付け）を受理
平成22年 1 月 27 日 （第34回審議会）	・ 審議（経過等説明） ・ 実施機関の職員からの意見聴取
平成22年 3 月 8 日 （第35回審議会）	・ 審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業	備 考
相 田 美由紀	連合栃木女性委員会委員長	
青 木 楊 子	医師	
島 田 好 正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会 長
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長職務代理者
安 田 真 道	弁護士	